

自由財産拡張制度の運用基準

1 下記 ないし の財産であって、その評価額（注1）が20万円以下の場合

原則として、拡張相当とする。（なお、4の99万円上限基準が適用される場合があることに注意）

記

預貯金・積立金

保険解約返戻金

自動車

敷金・保証金返還請求権

（契約書上の金額から滞納賃料及び60万円（明渡費用等）を控除した額で評価する。）

退職金債権

（原則として、支給見込額の8分の1で評価する。ただし、例えば、退職金支給が近々に行われるような場合については、4分の1とするなど、事案に応じた評価を行う。）

電話加入権

（注1）例えば、保険解約返戻金が複数口あるなど、同じ項目の財産が複数ある場合には、拡張申立てがされている個々の財産を評価した上で、それを合算した項目別の総額をもって「評価額」とする。したがって、15万円の保険解約返戻金が2口あるとき（合計額30万円）でも、1口についてのみ拡張申立てがされている場合は、20万円以下と評価して拡張相当とする。

2 前記1 ないし の財産であって、その評価額が20万円を超える場合

(1) (2)の場合以外は、拡張相当とする。（なお、4の99万円上限基準が適用される場合があることに注意）

(2) 破産者の生活状況や収入見込みに照らして、当該財産を自由財産としなくとも経済的再生の機会を十分確保できると見込まれる場合（**拡張を認めることが相当でない事情がある場合**）は、**拡張不相当とする**。

この場合に当たるかどうかの判断は、具体的事案によるが、次のような類型が考えられる。

ア 破産者の世帯収入が継続的に又は反復して一定水準以上を維持する見込みがあり、毎月の家計収支において相当程度の余剰が生じている、又は生じることが見込まれる類型

（拡張不相当な例）

- ・ 破産者自身又は同居の配偶者が高収入を得ており、家計収支表上継続的に相当程度の余剰が生じることが見込まれる場合
- ・ 直近の家計収支表上余剰は少ないが、支出において浪費が認められ、それが改善されれば、継続的に相当程度の余剰が生じることが見込まれる場合

イ 当該財産が破産者の経済的再生に必要とはいえない類型
(拡張不相当な例)

- ・ 所有の自動車事業や通勤等のために不可欠とはいえない場合

3 前記 1 ないし 以外の財産 (注 2) 及び破産手続開始後に発見された財産の場合
原則として、拡張不相当とする。

ただし、破産者の生活状況や今後の収入見込みその他の個別的な事情に照らして、当該財産が破産者の経済的再生に必要不可欠であるという特段の事情が認められる場合には、例外的に、拡張相当とする。(なお、4 の 99 万円上限基準が適用される場合があることに注意)

(注 2) 具体的には、有価証券、貸付金、売掛金、不動産等である。

4 1 ないし 3 の指針に従って拡張されると、最終的に自由財産合計額が 99 万円を超える場合 (現金や拡張相当とされるべき 20 万円以下の財産も合計額に算入することに注意)

99 万円を超えないように配慮して、拡張相当とする財産を選択する (注 3 , 4) 。

ただし、調査の結果、3 の特段の事情が認められる場合には、裁判所と 99 万円を超える拡張の可否について十分協議する。

(注 3) 同じ項目の財産が複数ある場合は、その一部を選択できる。

(注 4) 一部の財産につき換価を行った上、99 万円を超えないように配慮して、換価により得られた金銭から管財人報酬及び換価費用を控除した額の全部又は一部を破産者に返還するという措置をとることもできる。